

○議長 神谷信夫君

ただいまより令和4年第4回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番知念富信議員、1番神谷秀明議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。まずは理事会について。令和4年12月12日(月曜日)、南部水道企業団大会議室において理事会を開催しました。各付議事項については、次のとおりです。

報告事項として、1番目に入札結果について。2番目に有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の水質検査について。

付議事項としまして、12月定例会への提出議案でございますけれども、(1)外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例について。これにつきましてはもう少し熟慮してからという理事の意見がございましたので、今回の議会には提出してございません。再検討して提出する予定でございます。

2番目に、令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)についてです。

あとその他、周知事項として本議会の日程を報告してございます。

2ページをお願いします。(1)入札結果について、ナンバー1、令和4年度国庫補助事業 配水管布設工事(R4-1工区)、こちらは7,590万円で有限会社大松産業さんが落札しております。

2番目、令和4年度国庫補助事業 配水管布設工事(R4-2工区)、6,105万円で有限会社仲土建さんが落札してございます。

3番目、消火栓設置工事(R4島-1)、こちらの方は全9業者辞退で入札不調でございます。

4番目、東風平配水池解体工事、2,717万円で前田建設株式会社が落札でございます。

5番目、消火栓設置工事(R4島-1)、これは2回目の入札を行いましたけれども、2回目も全10業者辞退で入札不調に終わっております。

6番目、令和4年度公用車両購入、132万円で株式会社ラッキー自動車商会さんが落札でございます。

7番目、令和4年度国庫補助事業調査測量設計業務、1,056万円で株式会社東陽エンジニアリングさんが落札でございます。

3番目と4番目の不調に終わりました消火栓設置工事につきましては、こちらは島尻消防組合からの負担金による工事でございますけれども、再び入札を執行する暇がなく、有限会社三工興業設備と随意契約を行いました。契約金額は368万5,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。(2)有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の水質検査について。

八重瀬配水池系統において、水中に含まれる有機フッ素化合物PFOS、PFOAがいずれも水道水の暫定目標値内で微量ですが、以下のとおり検出されております。

今後は、検査回数を増やし、注視して参ります。暫定目標値50に対しまして、リッター当たり50ナノグラム、宜次の方が1ナノグラム、玻名城も1ナノグラム、港川地区も1ナノグラムが検出されております。1ナノグラムというのは、10億分の1グラムでございます、この検査で検出される最小値の数字になります。

続きまして、4ページをお願いします。その他としまして、沖縄県企業局の経営見通しについてでございます。

令和4年11月28日(月曜日)、沖縄県企業局から経営見通しについての内容で、各水道事業体へWEB会議による説明会が開かれました。

沖縄県企業局では水需要予測や資源価格の高騰等により、令和7年度以降赤字基調となり、令和

12年度以降赤字幅が拡大するとの見込みを立てております。しかし、すぐに供給単価の値上げを行うわけではなく、収支の改善が見込まれない場合には、料金改定も視野に入れて検討を進めていきたいとの話でございました。

関連して、新聞記事と5ページの方に南部水道企業団の費用構成比較表を載せてございます。直接値上げされますと、影響するのが緑の受水費の方です。黄色の方は、電力の高騰で影響出てございますけれども、動力費と光熱費がうちの方で既に影響が出てございます。以上でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4. 一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。4番照屋仁士議員の発言を許します。

休憩します。

休憩（10時11分）

再開（10時11分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、一般質問の方を行わせていただきます。

今回、改選後、初めての一般質問になります。私は、これまでもこの南水議会への傍聴、また同僚派遣議員への質疑を通して町民の皆さんから寄せられる様々な声に応えられるべく取り組んでまいりました。

県内では唯一、南風原町、八重瀬町だけが水道行政における公営企業であります。その課題や問題点も少しばかり残されているのかなと私は感じています。

これまで築き上げてきた両町の信頼関係を今後とも発展させ、問題点は解消していく立場から一問一答で質問をします。よろしくをお願いします。

まず、大きな一問目であります。給与問題の詳細について説明せよであります。（1）一連の給与問題について、両町民並びに両町議会、関係者への説明は、それぞれ、いつ、どのように果たされたか、お伺いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。両町民へは2020年9月発行の広報紙及びホームページにて、諸問題の詳細な

説明を掲載致しました。

両町議会へは、企業団として説明はしておりません。

関係者の職員へは、令和元年8月に給与改正に伴う差額清算の説明を個別に行っております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

これはある意味、私は不祥事に近いものだというふうに捉えています。これに対していま答弁あったように説明が行われたと言っておりますけれども、この説明を行う目的は何なのか教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

町民はじめ、関係者の皆様に誤解を招かないように実態を明らかにして、再発の防止をする目的で行われるものと考えてございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま答弁にもありましたけれども、私は再発防止はもちろんですけれども、説明責任を果たして、水道行政に対する信頼をしっかりと回復してほしいという趣旨で次の質問に進みます。

(2) 私は2020年9月25日付で、「南部水道企業団、給与問題はじめ今後のあり方について」との文書で説明を求めましたが、これを拒否されたと認識しております。その経過と理由を説明して下さい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。当初は、説明の準備をしておりましたが、町議会議員への説明は、派遣議員に託すべきだと判断をいたし、お断りをしております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま答弁にもあったように、私も当初説明する日時の設定まで決まっていたと理解しています。その後、連絡がありまして、議会から越権行為だという声があったというふうに聞いておりますけれども、間違いはないでしょうか。詳しくご説明をお願いします。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方からお答えさせていただきます。このことにつきましては、2020年、令和2年12月22日(火曜日)の南部水道企業団12月議会定例会にて、議員の一般質問に当時の企業長の答弁の内容としまして、企業団議会は南風原町、八重瀬町議会を代表する議員で構成されております。

今回の申し入れは、企業団への派遣議員ではない議員からの申し出であったため、企業団議会に

対する越権行為にあたるのではないかと危惧をしておりますと答弁しております。その内容ではないかというふうに思います。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

確認いたしますが、この南水議会で議論をして越権行為だと言ったわけではなくて、当時の企業長が越権行為にあたるのではないかと。そういった答弁からこのような判断に至ったと、そういうことでよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

南水議会の当時の議員の方からの一般質問にお答えした内容でございます。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩(10時16分)

再開(10時17分)

再開します。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

このことにつきましては、2020年、令和2年10月7日の南部水道企業団の9月定例会の終了後に今回の当該案件について、議員の皆様にご報告しましたら、議員の方から両町から3人ずつ派遣議員がいると、その議員に質疑を託すべきとのご助言をいただきましたので、照屋議員の方にはお断りという内容を差し上げました。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。いまの答えでは、この派遣されている南部水道企業団の議員の中からそういう声があったという理解、わかりました。

続いて、3番目にいきます。今後、この問題について、可能な限り納得いく説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

真摯に対応していきたいと思っております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

以前にもこの議会で私は同僚の派遣議員だった当時の議員にも質問を託しましたが、改めて水道行政に対する信頼回復が必要ではないかと私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

信頼回復につきましては、日々の私共の業務を通じて真摯に対応して回復に努めてまいりたいと思います。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

その中で過去の議会では広報紙でも報告をされているから、これ以上の説明は必要ないというような趣旨の答弁があったように私は理解しています。

でも、それでは私はいけない。今後、さらなる説明が必要だと求められた場合には、誠実に対応してほしいと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

説明を求められるようなことがございましたら、先程も言ったとおり、真摯に対応してまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。今後、確認の仕方、いろいろ町民からも私も求められている点があるので、この件については、次回以降の説明を求めたいと思います。

大きい2番にいきます。南風原町議会への申入れについて説明せよであります。（1）2021年10月13日付の文書で、南風原町議会に対して「住民に誤解を招くような数値または、表現について修正を検討せよ」との内容の文書が届けられました。そこに至った経過と、その後の結果についてどうなったか説明していただきます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

南風原町議会の中継を視聴したところ、当該議員の発言における数値や表現が、住民に誤解を与えかねないと判断したため、南風原町議会事務局に内容を確認し、当該議員に企業団の見解をご説明致しました。

その後、南風原町議会議長へ修正の検討をしていただきますようお願いを致しました。申入れの後、報告はございません。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この申入れですけれども、どのようなケースを想定して申入れをしたのか。議事録を修正させたかったのか。例えば、広報紙への記載について変更してほしかった。どういう趣旨で要請していますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

あくまでも当該議員への誤解を解いていただきたいということと、発言の修正をしていただけるのであればしていただきたいということとはございました。

議事録は修正されるものではないと思っておりますし、広報紙もまだ記載をされているようなものではございませんでしたので、広報紙に関しては、町民の誤解を招かないようなものにしていただければという考えであったということでございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

これは私、当時広報委員でもありましたけれども、初めてのケースでなかなか対応に戸惑ったということもありました。

(2)にいけますけれども、当該議員も私もこの事案について疑義がまだございます。改めて説明の場を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

必要ということであれば、改めて当該議員にも説明を致します。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。誤解を生まないように答えるということですので、正しい認識を求めるためにも疑義に今後答えていただければというふうに思います。

次に移ります。3番、経営責任、経営体質について説明せよであります。(1)2017年2月の給与問題報道以降、私は多くの町民の皆様から様々なご意見を伺ってまいりました。しかしながら、自分自身、未だに説明責任が果たせない。今回、派遣議員にもなりましたので、ぜひ真摯に説明をしてほしいと思います。いかがでしょうか。1番お願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。真摯に対応してまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。先程の答弁の中で、派遣議員でなければ派遣議員に託すべきだといろいろありましたけれども、私は本来であれば、派遣議員でなくても構成する両町民であれば、議員であっても、町民であっても真摯に向き合い、説明を尽くす義務があるというふうに考えます。

手法については、窓口や電話だけでなく、より効率的に文書等での対応も行っていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団におきましては、ホームページにおいても問い合わせとか、意見が言えるような状態にはなっておりますけれども、よりそういうことがやりやすいように検討していきたいと思っております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。議会の仕組みとか、いろいろ派遣とかありますけれども、基本的には、南風原町と八重瀬町の住民に対して、また議員に対して、構成町に対しては、やはり答える責任が水道行政にあると思っております。

公営企業であったとしても公的機関ですので、やはりそういった部分では、しっかり両町の皆さんに説明を果たして、その公的な役割を今後も取り組んでいただきたい、そういう趣旨であります。

(2)にいきます。南風原町の議会での質疑では、私も派遣議員では当時ありませんでしたので、理事である南風原町長にしかこういった類いの質問はできません。そういった中で、公営企業に関する事務に関しては、この議会ではか質疑できないということで、非常に南風原町長も自らの理事としての役割、そして実務など、非常に苦慮しているように、これまでの質疑の中の答弁でも私は感じてまいりました。

改めて、この南部水道企業団を運営する理事会、そして派遣議員で行われる議会の役割を説明していただければと思っております。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。理事会は、南風原町と八重瀬町が水道事業を共同処理する当企業団の水道事業の適切な運営を図ることを目的としており、町で展開する事業と水道事業の整合性を図り、健全で効率的な水道事業運営を進める役割を担っております。

議会につきましては、条例の改廃や予算及び決算等の審議を行い、水道事業の健全な経営と住民の意思を反映するための重要な権限を持つ機関というふうに理解しております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

これまでも私は先程言った給与問題を入口にいろいろ派遣先、一部事務組合と公営企業の違い、そしてまた議会の様々なこれまでの慣例なども含めて見てきたときに、なかなか調べようと思っても前に進まない、そういった状況がございました。

しかしながら、これまで非常に戦後インフラも整わない中で、この水道行政を両町がこれまで果たしてきた役割、また、いただいてきた恩恵というのは、非常に大きいものがあるというのは、私も南風原町長の議論を通して理解をしております。

だからこそ、やはり何かおかしいなということが起こったときに、ぜひともこれをしっかり説明

をして、今後も推進して行ってほしいというふうに思っ、この質問をしております。

参考までに伺いますが、いまの役割、しっかり根拠となる法令や条例、規約などがあると理解してはいますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

南部水道企業団の規約の第8条、理事会の設置及び目的としまして、企業団に理事会を置くと。その目的として第3項の方に理事会は企業団の業務の適切なる運営を図ることを目的とするというふうにございます。

あとは理事会の運営規程もございますし、また地方公共企業法の中の第16条の中に管理者と、管理者というのは企業長でございます。管理者と地方公共団体の長との関係というふうな規程もございます。

その一文を読ませていただくと、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関し、その福祉を確保するため必要があるとき、または当該管理者以外の地方公共団体機関の権限に属する事務の執行と、当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため、必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができるというふうにございます。以上でございます。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩(10時30分)

再開(10時36分)

再開します。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

ちょっと私の方から説明させていただきます。公営企業法の第40条、地方自治法の適用除外ということで、地方自治法の96条の第1項第5号から8号までと、あと第237条第2項及び第3項の規定に関わらず、条例又は議会の議決による必要はないということなんですけれども、その方は一つ例にあげれば、町村議会では契約金額が何千万以上というのは議会の議決が必要ということになっていますが、地方公営企業法の場合は、そういったものは議会の議決はいらないという形の適用除外、その他にも地方自治法の適用除外を抜かれた部分については、地方自治法に書かれた議会の議決が必要という条文がありますので、それに基づいて議会の議決事項が必要になるという解釈となります。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。今後、私も構成町の皆さんにしっかり答えられるように取り組んでいきたい

と思いますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

補足致します。市町村議会と同じように条例の改廃や予算、決算については、議会の承認を得たり、そういうのがありますということで、その中で公営企業につきましては、一部除外される分もございますと、あと違う部分があるというふうに理解していただければよろしいかなと思っております。

○議長 神谷信夫君

順次、質疑を行います。次に、1番 神谷秀明議員の発言を許します。

○1番 神谷秀明君

では、一般質問を行います。1件だけ、摩文仁浄水場の浄水量の増と高度処理で水質の改善をということで、ギーザバンタは、滝のごとく地下ダム水がオーバーフローし名所となっています。次のことを伺います。

1. 摩文仁浄水場が現状の地下ダムから取水する量と最大取水量は。2. 浄水場の稼働率は。3. 今、新城ポンプ場で県企業局水とのブレンド水を八重瀬地区に配水している。その割合は。4. 権益取水権量の高度処理を導入出来ないか。5. 南部水道浄水を県企業局水並みの料金での企業水を出来ないか。八重瀬町は、都市計画マスタープランの改訂において将来人口予想では平成23年2万7千余から、現在3万2千、令和24年(2042)年3万4千人の推移を予想。人口増と、八重瀬地区への企業誘致に有利性を創生するには、さらなる浄化水質の改善、増水量が必要である。以上、質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

地下ダム取水量は令和3年度の実績値で、ギーザ取水ポンプ場の平均取水量が2,492 m³/日で、最大可能取水量は、3,500 m³/日です。

続きまして、浄水場の稼働率でございますけれども、摩文仁浄水場稼働率は令和3年度の実績値で、送水量2,449 m³/日を計画浄水量2,500 m³/日を除き、98%となります。

続きまして、ブレンド水の件でございますけれども、令和3年度実績値で、県企業局伊覇調整池からの年間受水量が252万2,097 m³と、摩文仁浄水場年間送水量が89万4,000 m³で、割合は7.4対2.6です。

あと高度処理についてでございますけれども、高度処理導入について試算をしましたが、採算が取れない為、計画はしておりません。

続きまして、人口計画の件でございますけれども、南部水道浄水を県企業局水並みの料金で行う事は、採算性に問題があり出来ないことでございます。

次に、厚生労働大臣から認可を得た企業団の水需要予測において、質問の将来人口予測の人口分

については、想定されております。

企業誘致につながる浄水水質の改善と増水につきましては、予測が困難であり、計画が出た段階で調整をしていきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

細目の1から順に質問いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、現状は大体3,500m³を目標としていまやっているということがわかりました。そして企業水とのブレンド率は7対3、これは私が4年前に派遣議員をやっていたときとほぼ同じだということがわかりました。それといま3までの質問をそれで終わります。

権益取水量の高度処理をできないかという話でありますけど、それも8年前はやる寸前で中断をされました。一応計画はあってやるんだということでした。まず、それを確認したいと思います。

要するに、8年前はやる段階までできていたけれども、取り止めになりました。その確認をお願い致します。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

いま1番神谷議員の過去にそういう高度処理導入の計画があって、今回計画がなくなった経緯ということなんですけれども、平成24年にそういう導入計画の検討をしていきました。

先程答弁にもありましたように、この導入を検討した結果、採算が取れないということで、導入の計画はなくなったということでもあります。以上です。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

平成24年、私たちも当時非常に期待はしていました。ただ、企業団もブレンド率をいろいろと思索しながら、いまの7対3という率であれば、各家庭において石灰質の沈積というのはほとんどない状況で、それでいまずっというております。

ただ、強いて言えば、少し味が純粹の企業局水よりは劣るかなということでもありますけれども、私は健康にはいいかなとは思っております。

ただ、今後、おそらく取水地下ダム地域もいろいろと農業が盛んになってきまして、昔は森林とか結構ありました。これがどんどんと今では土地改良も終わって、水質は結構厳しい状況になってくると思いますので、できれば、ある程度処理しながら、今後、企業水量を下げれば、もっと利益も上がるわけですし、その辺の採算がいま全然取れないということですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

いま導入するにあたっては、採算が取れないということで断念したというところがございます。

ただ、水質につきましては、高度につきましても原水の3分の1ぐらいにしてやっているとい

ま110ぐらいですので、基本的には硬水とも軟水とも言えない状況の位置だと思えます。

ですから、通常、高度処理するにしても、その状況ぐらいに目標値を置くのが通常ではないかなと思っています。

ですから、高度処理をして、その状況に持っていくのか。あるいはいま行っているようにブレンド水でもって、それを維持していくのかということだと思いますので、いま企業団としては、採算性の面からブレンド水とした方が採算が取れるということで、そういう形にしているというところでございます。

また、水質につきましてもいろいろございますけれども、味が落ちるといふ方もいらっしゃるけれど、ミネラルが豊富でいいという考えもございまして、この辺は水の質ということもあろうかと思えますので、企業団としましては、美味しい安全な水の状況であるというふうにご覧いただけます。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

確かに現状においては、安心な水を届けるという状況で企業団の働きぶりは皆さん認めていることとあります。

また、最近は飲み水を全部浄水した水をさらに買うような状況で、どっちがいいかなと思うんだけど、それで飲料水に関しては、そんなに問題ないかなと思っております。

そういう状況で、出来ればギーザから7,000トンぐらいのやつをいま3,000トンぐらいしか使っていないので勿体ないなと思うので、今後はぜひそれを全部使うように私は要望をしたいと思っております。できれば、ぜひ高度処理はやってほしいと思います。その件は、それで終わります。

最後に、企業局水なんですけど、すみません、これ文面を工業用水というふうにご覧いただきたいと思えます。

現在たくさん放流している水を工業用水に使えば、非常に南部水道でも利益が出るんじゃないかなと思うんですけど、県の企業局に聞いたら、企業水の単価が35円/㎥ということで、そして普通の企業局水が102円24銭/㎥という話でありますので、その比が大変な比でありますけど、ただ考えようによっては、その放流水をいま摩文仁浄水場では簡易な浄化システムでやっていますので、あれを増やして工業用水への転用もぜひ私は必要ではないかと思えます。

今日の答弁では将来いろいろと検討したいとあるんですけど、その辺をもう一回質問しますのでよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

ご存知のように、南部水道企業団は、現在、浄水、飲料水の業務しかやってございませぬ。工業用水を企業へ供給するという形の業務は認可もしてございませぬので、この辺を考えるとやはり大変大きな方向の転換となり、これはまたご意見を伺って行きたいと思えますので、しっかり大

きな議論が必要だと思いますので、いますぐに回答というのはちょっと厳しいかなというふうに考えております。必要であれば、今後の検討事項として考えていきたいと思っております。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

ぜひ、検討をお願いしたいと思います。今後やはり南風原は相当都市化して、今後、八重瀬としてはある程度企業を誘致して、もっとできないかと私は思っておりますので、そうすると、水は必要でありますので、いまの簡易的な浄水システムだと、おそらく大量使用に関して価格を下げることができると思うんですね。

ですので、あとは導水管の布設の問題、さっき聞きましたら、八重瀬までは本管はきています、そこからあとは分配すればいいですので、その辺をぜひ検討してもらいたいと思っております。

また、港川にごみ焼却場を今後計画されていますので、ぜひこれからの八重瀬地区の企業誘致に水は絶対必要ですので、今後検討していただきたいと思っております。

おそらく浄水場は1台しか動いてないと、あと相当空いてすぐできると、あとは配管網の問題でありますけれども、私はやればできるなと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

日程第5. 議案第10号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 神谷信夫君

日程第5. 議案第10号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第10号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和4年12月20日提出

南部水道企業団企業長 金城 政光

次のページをお願いします。

議案第10号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出、1款1項営業費用、補正予定額が914万9,000円、それによりまして1款1項営業費用が16億2,321万9,000円となります。1款の水道事業費用は、16億4,754万4,000円となります。

続きまして、資本的支出の補正、こちら表の方から説明いたします。資本的支出、1款1項建設改良費933万8,000円の補正でございます。それによりまして、1款1項建設改良費は2億7,437万2,000円となります。それによりまして、1款の資本的支出が3億7,255万4,000円となります。

次に、上の文書の方を説明いたします。3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,807万3,000円」を「2億8,741万1,000円」とします。「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,209万9,000円」を「5,294万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金1億2,779万3,000円」を「1億3,628万3,000円」に改めます。そういう補正でございます。

内容につきましては、補正によりまして不足する額の933万8,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金を改めてこれを増額して、この補正額に充てますよという内容でございます。

続きまして、重要な資産の取得の補正、第4条 予算第8条に定めた重要な資産の取得に次の項目、名称及び数量を追加する。

種目、工具器具及び備品、名称、クラウドサーバー、数量、一式でございます。

詳細につきましては、次長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方で3ページの令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画の説明をしたいと思います。

説明の前に補正の概要を申し上げますと、収益的支出(第3条予算)では、沖縄電力において燃料費価格高騰に伴う各施設及び庁舎の電気料金の増額を見込んだの支出の増と、新城ポンプ場のポンプ場のポンプ井内の清掃作業を当初人力で予定でしたが、ロボットによる機械清掃に変更するための支出の増でございます。

また、資本的支出(第4条予算)では、既存のシステムサーバーは次年度耐用年数を迎え、新年度予算にて構築及び移行を予定しておりましたが、庁舎の空調不良により、室温上昇や結露が原因と考えられるシステムエラーが数回繰り返して起こっているため、この際、サーバーをクラウド化し、庁外のデータセンターを経由して利用する形態にするための支出の増でございます。

それでは、令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画についてご説明いたします。

収益的支出（第3条予算）について、ご説明いたします。支出において、1款1項1目原水及び浄水費210万円の増は、備考にて動力費、取水ポンプ場・浄水場電気料210万円とありますのは、沖縄電力において燃料費価格高騰に伴う電気料金値上げによるものでございます。

2目配水及び給水費622万3,000円の増は、備考にて委託料、ポンプ場清掃作業102万3,000円は、新城ポンプ場のポンプ井内の清掃作業を当初人力でしたが、八重瀬配水池に長時間送水することができなくなるため、ポンプを稼働しながら清掃できるロボットによる機械清掃に変更するためでございます。

また動力費、配水池・ポンプ場電気料520万円の増は、こちらの方も沖縄電力において燃料費価格高騰に伴う電気料金値上げによるものでございます。

4目総係費82万6,000円の増は、備考にて光熱費、庁舎電気料82万6,000円の増も沖縄電力において燃料費価格高騰に伴う電気料金の値上げによるものでございます。

次に、資本的支出（第4条予算）についてご説明します。支出において、1款1項3目営業設備費922万8,000円の増は、備考にて工具器具及び備品、システムサーバークラウド化への構築及び移行代933万8,000円とありますのは、先の予算概要説明のとおりでございますが、既存のシステムサーバーは、次年度耐用年数を迎え、新年度予算にて構築及び移行を予定しておりましたが、庁舎の空調不良により室温上昇や結露が原因と考えられるシステムエラーが数回繰り返して起こっているため、この際、サーバーをクラウド化し、町外のデータセンターを経由して利用する形態にするためでございます。

次に4ページをお開き下さい。こちらの方は、令和4年度損益計算書（比較表）において、下段、当年度純利益は、補正予算第2号から831万9,000円減収の8,782万1,000円を見込んでいます。

5ページの令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書（比較表）において、下段、資金期末残高は補正予算第2号から1,848万7,000円減収の15億1,882万7,348円を見込んでいます。

次の6ページ、7ページは、令和4年度予定貸借対照表（比較表）を添付していますので、お目通し下さい。

以上が、令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）となっております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ちょっと1点だけ伺います。クラウドサーバーですけれども、現庁舎でそういう不具合が起こっているという理由は理解できますけれども、この1,000万円近い930万円という高額なものですから、これに移行することによるメリット、ただ不具合が特定されているわけではないですので、不具合を回避できるだけではなくて、こういったメリットがあるのか。

例えば、運営コストが安いとか、どうせ来年更新の予定だったから変えることに異存はないんですけど、このクラウド化するメリットについてもう少しご説明いただけますか。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

今回、令和5年度予算から前倒しで補正予算に入れたんですけれども、これまでうちの方は自前でサーバーを電算室においてやってきました。それがずっと続いてきたわけなんですけれども、周りを見渡すと、役場も全部クラウド化されているということで、我々もこれまで不便に感じたことはなかったんですけれども、電算室の環境、クーラーで温度管理をしないといけない。湿度に対してもコンピュータ関係が弱いということで、ランニング的には多少割高にはなるんですけれども、水道料金を徴収する。下水道料金を徴収する。各金融機関に引き落としを依頼するとか、そのデータの落とし込み、これに万全を尽くさないといけないということが我々の使命としてあるんですが、これが5年で買い替えの予定が最後の1年、湿気が多くて、ちょっとコンピュータの方が止まってしまったりとか、そういうことが起こってきて、来年買い替える機会に周りの市町村がやっているようにクラウド化して、ランニングは安くはなるとは思いますけれども、初期投資の費用がその分、安くなりますので、水道料金を常時口座引き落とししたり、こちらの方からいろんな支払いをかけたとか、そういうシステムの方の安全性を万全にしたいということで、それが第一の目標で今回クラウド化にしました。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

各機関でクラウド化する場合、僕がこれまで理解しているのは、一番は危機管理なんです。地震とか、災害とか、そういったときにデータが1個所にあると全部失われる可能性があるとか、その部分を回避するためにもクラウド化するというのがこれまでの考え方かなと僕は理解していたものですから、その辺りの視点も持ち合わせた上で、また改めて今後の電算化というか、そういったことを見越して、今回のクラウド化に取り組むと、そういう理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

先程の答弁で私の方が言いそびれたんですけれども、照屋議員からご指摘のとおり、データ専門に取り扱う企業に関しては、うちのデータを東日本と西日本に分散してデータを管理してくれたりとか、そういう安全性の確保という点もひとつクラウド化するという利点がございます。その分でこれまでずっと庁舎の方でコンピュータのサーバーを管理してきたわけなんですけれども、そういうメリットも含めて、今回、前倒しで導入するという事にしました。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

1点だけちょっと予測をお伺いしたいと思います。電力価格高騰によって、供給単価の値上げ等々なども予測をしているのか、ひとつお聞かせ下さい。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

先程、次長から説明しました光熱費、動力費の増額補正ですけれども、約2カ月分を割り増しして補正しています。

ですから、12月分で計上していたものを14月分で計上するということになります。これは調整上限の範囲内で我々12月分を14月分ということにしているわけですが、先程、企業長の諸般の報告にもありましたように、うちの方、動力、結構使いますので、その上限が撤廃されて、どこまで上がっていくかということの見通しがいま現在ちょっとつかない状況にあります。

そういう面も含めて、企業局もかなりの動力を使っていますので、そういう経費の負担がくるという予測を立てて、企業局から受水する事業体においても、そういう見通しであるから、将来的に値上げすることも内部では検討していますよということも言ってきたと思うんですけれども、新年度予算の予算要求が始まっていますけれども、いま見通しが立ってないので、この補正をかけた上昇分以上というのは、おそらく確実だと思いますので、現状で予算を立てて、おそらく上がり具合によっては、来年6月議会で動力費の補正とか、9月で補正かけないといけないという状況になるかもしれませんけれども、いまのところ上限が撤廃されるという前提で予算組みをしていこうかなと思っています。以上です。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

世界情勢によって電力供給、沖縄電力は39%ぐらい値上げするという事で新聞報道にあったんですけど、だいぶ今日の補正の提案からみると、やはりそれは喫緊の課題で、いつ頃、供給単価が変動するのかなということが大変心配しているわけなんですけど、企業団とすれば、いつ頃までにそれを議会に提案できる運びだと考えているか。その辺、予測をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

新年度予算に関しましては、年明け3月定例議会、2月の下旬か3月の中旬か、両町の議会の会期日程も見ながら下旬になるかもしれませんが、ギリギリの段階まで電力の値上げの状況も把握しながら、理事会、議会の方に上程していきたいというふうに考えています。

この上がり幅にもよりますけど、どれだけ上がろうと、企業として耐えていけないといけないと思いますけど、その見通しもまだはっきりわからないので、その辺は企業長、理事会の中でも、議会の中でも、いろいろ現状報告しながら検討していきたいというふうに担当課としては考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。起立しない方は、反対とみなします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第10号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決されました。

日程第6. 決議第1号

南部水道企業団水道施設等の視察について

○議長 神谷信夫君

日程第6 決議第1号・南部水道企業団水道施設等の視察についてを議題といたします。

お手元にお配りした視察日程のとおり、南部水道企業団水道施設等の視察を行いたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

なお、その他の事項により変更が生じた場合には、議長に一任するという事で異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、決議第1号・南部水道企業団水道施設等の視察については、原案どおり視察を行うことに決議いたしました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和4年第4回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号5番）知念 富信

署名議員（議席番号1番）神谷 秀明